

審査開始までの目安について

2025年4月の建築基準法及び建築物省エネ法の改正により、省エネ適合性判定（省エネ適判）の審査対象建築物が大幅に増加するとともに、確認申請及び省エネ適判の審査内容ならびに各種申請に必要な図書の増加に伴い、法改正前と比して審査に長時間を要しております。

この影響より、全国的に審査の着手まで相当の時間を要する状況が生じております。

皆様には大変ご不便をおかけしますが、法改正の趣旨をご理解いただき、確認審査等業務の円滑化のため、申請書類の事前確認により申請に必要な図書の不足や、図面等に記載すべき事項等が不足することがないように、準備、作成の上、時間的余裕をもったスケジュールでご計画いただきますようお願い申し上げます。

■確認審査等の業務に関し、特に時間を要している審査機関（審査機関から申出があった機関のみ掲載）

指定確認検査機関	確認審査の着手までに要する時間	公表時期 (随時更新)	備考
株式会社 西日本住宅評価センター	2か月程度	R8.2.6	詳細は各支店に問い合わせください。
株式会社確認検査機構プラン21	3か月程度	R8.2.6	
株式会社 技研	非公表	R8.2.6	

■申請時のお願い

確認審査等の円滑化のため、申請に必要な図書や記載事項に不安のある場合は、国土交通省が提供しているAIを活用した建築確認申請図書の事前チェックサービス『建築確認申請図書作成支援サービス』をご利用ください。（下記参照）

▶ [建築確認申請書の作成支援について](#)